発議第 9号

全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書の提出について

このことについて、地方自治法第９９条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和４年６月９日　提出

提出者 江差町議会議員 小 野 寺　　真
〃　　〃　　小 林　くにこ

賛成者 江差町議会議員 出 崎　　太 郎

【提出先】内閣総理大臣、厚生労働大臣

全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書(案)

全国の地域別最低賃金額は、しばらくの間は地域間格差は是正される傾向がありましたが、近年は再び拡大し、現在の改定額では、最高の東京（時給1041円）に対して、沖縄（時給820円）79%、北海道（時給889円）85%です。

地域別最低賃金は「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」とされています。しかし、賃金や企業の支払いの能力は地域による差異よりも、企業規模や職種の差異の方が大きくなっています。

また、労働者の生計費は、現在、地域間による格差はほとんど存在しないことが指摘されています。

なお、労働組合などが全国的に行っている「最低生計費」の試算結果では、全国どこでも時給1500円以上に引き上げることが必要であるとの指摘もあります。

最低賃金の格差が生じることで、地域間の経済格差を固定させ、地方から都市部への人口流出の原因となっており、地域の経済活力を低下させる一因になっています。

全国一律最低賃金制度の実施をめざすとともに、最低賃金を引き上げていくことは、地域経済の健全な発展のために求められています。

同時に、最低賃金を引き上げるために、中小・零細企業への支援策として、社会保険料の減免・軽減措置や適正価格による公正取引の確立など、中小・零細企業への支援策を強化することも必要です。

よって、政府においては、全国一律最低賃金制度の実施をめざすとともに、全国一律最低賃金制度の導入にあたり影響を受ける中小・零細企業への支援策を講じることを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

令和４年６月９日

江差町議会議長　打越　東亜夫